

貸金業者の破綻を考える

北九州市小倉で全国クレサラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会在開催され、消費者問題対策委員会も第9分科会を受け持った。貸金業者の破綻を参加者全員で考えて行きたい。倒産法についての総論とリーディングケースと言われる静岡のクレディア、沖縄の信販会社オークス、そして私的整理中のアイフルを各論として検討した。民事再生後のクレディアの事業を会社分割によって承継したフロックスは、弁済率40%、潤沢な資金を持つかざかファイナンス（現ネオオンラインキャピタル）がスポンサーとなり、多くの債権者の債権額を圧縮させ、潜在的過払債権者には、再生計画案の議決権も与えずに再建を果たした貸金業者が、今過払債権を届け出ると債権額を争い、減額を要求し、債務が残る案件については3回以上の分割に応じない対応がなされている。オークスの民事再生では、信販会社であるが故にローンとショッピングが混在する顧客が多く、ローンで過払いとなっても顧客自らが相殺権の行使をしなければ相殺されず、ローンの過払いが大幅に圧縮された後の額とショッピングのそのままの債務額が相殺される結果になる不条理な再生計画案が認可された。オークスの再生では、潜在的過払債権者は、認可決定後1年間に届け出た債権者しか保護されない。これまで貸金業者の破綻では、時間と費用の問題で、顧客全件の利息制限法への引き直し計算は困難であると主張されてきた。しかし、ロプロ（旧日栄）の会社更生では、4万件もの顧客の引き直し計算をたった1ヶ月で終了させたと報告されている。破綻した貸金業者は、市民から本当に必要とされ

ている企業なのであろうか。市民の利益を無視したこのような貸金業者の破綻後の存続を許してはいけない。そしてこの実態を知る我々は、クレディアやオークスの案件を全国的に周知させることによって、世間にも裁判所にも大きな声を上げていく活動をしていかなければならないのだ。